

2024 年 9 月策定

医療法人財団豊島健康診査センター 行動計画

男女ともに全職員が自己の能力を発揮しその人らしく活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2024 年 10 月 1 日～2029 年 9 月 30 日まで

2.計画内容

目標 1:計画期間内に、有給休暇の取得率を次の水準以上にする。

管理職員 …取得率を80%以上にする

正規職員 …取得率を90%以上にする

非常勤職員 …取得率を90%以上にする

(令和5年度実績:管理職員 63%、正規職員 84%、非常勤職員 83%)

取り組み① 2024 年 10 月～

係ごとの有給休暇取得率を定例会で公表しセンター全体で共有する。

取り組み② 2024 年 12 月～

有給休暇の取得率が低い管理職と職員全員に、事務局長及び総務課長が面談を実施する。

目標2: 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

(令和5年度超過勤務合計 1,784 時間)

取り組み① 2025 年 1 月～

各係毎に問題点を検討し、超過勤務削減のための目標を設定する。

取り組み② 2025 年 4 月～

ノー残業デーを設定し、毎月点検を実施する。

目標3:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…取得率を30%以上にする

(育児休業取得実績:男性職員 0%、女性職員は 100%のため目標設定せず)

取り組み① 2024 年 10 月～

育児休業制度について、管理職及び係長に対して啓発をおこない、職場全体で制度の理解を深め、取得しやすい環境を整える。

取り組み② 2024 年 10 月～

育児休業取得に関する制度や相談窓口について定期的に周知を行い、取得しやすい環境を整える。

取り組み③ 2024 年 10 月～

特別業務手当(育児休業代替手当)制度を新設するとともに、当該職場における休業者の業務カバー体制を検討する(代替要員の確保、業務体制の見直し)。